渋川市指定介護予防支援事業所の指定等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第２条　法第１１５条の２２第１項の規定による申請は、様式第１号による指定申請書により行うものとする。

２　法第１１５条の２２第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

（変更の届出等）

第３条　法第１１５条の２５の規定による届出は、施行規則第１４０条の３７第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては様式第２号による変更届出書により、事業の廃止、休止、又は再開に係るものにあっては様式第３号による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新の届出）

第４条　法第１１５条の３１において準用する法第７０条の２の規定による申請は、様式第４号による指定更新申請書により行うものとする。

（都道府県等への情報提供）

第５条　市長は、前３条の規定による指定、指定の更新又は届出の受理又は更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

（１）事業所の名称及び所在地

（２）当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

（３）指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日

（４）事業開始年月日

（５）運営規程

（６）介護保険事業所番号

（７）事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

（８）役員の氏名、生年月日及び住所

（９）介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（公示）

第６条　法第１１５条の３０の規定による公示は、法第１１５条の３０各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

（１）当該指定介護予防支援事業者の名称

（２）当該指定に係る事業所の名称及び所在地

（３）指定をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日

（４）指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間

（５）サービスの種類

（実施細目）

第７条　この要綱に規定するもののほか、指定介護予防支援事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

（指定を行うために必要な準備）

第２条　市長は、この要綱の施行日前においても、指定介護予防支援事業所の指定に関し必要な手続きを行うことができる。

附　則

この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年３月２６日から施行する。